

事 務 連 絡
平成26年8月21日

本 局 各 課 長 殿
吉野川ダム統合管理事務所長 殿
各 ダ ム 管 理 所 長 殿
各 事 務 所 技 術 副 所 長 殿

企画部 技術管理課長

「設計変更協議会実施要領（案）」の改定について

「設計変更協議会実施要領（案）」については、平成22年6月18日付で通知したところですが、別添のとおり改定したので通知します。

○適用工事

- ・平成26年9月1日以降に公告する工事

設計変更協議会実施要領(案)

1. 目的

設計変更協議会(以下「協議会」という。)は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催するものである。

2. 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

3. 体制

協議会は、原則、下記のメンバーを標準として開催する。

1)発注者 委員長:技術副所長等

委員:事業対策官、工物品質管理官、発注担当課長、主任監督員

2)受注者 :現場代理人、監理技術者等

※委員長が出席できない場合は、委員長の指名により、事業対策官、工物品質管理官、発注担当課長が委員長の代理となることができる。

4. 協議会の開催等

1)開催時期

- ①工事一時中止を指示する場合。
- ②重要構造物の構造変更・追加や工期の変更を伴う指示を行う場合。
- ③受注者から、設計変更等に係る事案で、協議会の開催要望があった場合。

2)内容

協議会は、事案発生後、速やかに開催するものとし各工事原則1回以上開催すること。

なお、事前に発注者・受注者ともに「直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)」及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」の内容を確認すること。

3)協議会の結果

協議会の議事録等、結果については、以下のとおり報告し、設計変更の採否の決定を仰ぐこととする。

なお、議事録は発注者等が作成して、受注者と結果を共有すること。

・本官工事

事務所長等に報告 → 本局工事担当課長に報告 → 設計変更の採否の決定

・分任官工事

事務所長等に報告 → 設計変更の採否の決定

5. 特記仕様書の記載例

工事の発注にあたっては、以下の内容を記載し、協議会の対象工事であることを明確にする。

第〇〇条 「設計変更について」

設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)」（国土交通省四国地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」（国土交通省四国地方整備局）によるものとする。

なお、本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更協議会」（以下「協議会」という）の対象工事であるため、原則1回以上開催するものとする。